

前金払制度の運用拡大について

平成30年2月5日
管財課 契約係

上島町では、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第22条の規定により定められた「発注関係事務の運用に関する指針」に基づき、公共事業受注者の資金調達円滑化による下請け業者等へのしわ寄せ防止や、現場労働者の就労環境改善を促進するため、下記のとおり適用範囲の拡大及び導入をすることとし、平成30年4月1日以降の公告・指名通知分から適用いたします。

1 前金払制度の適用範囲の拡大と導入について

【工事】

現行	
設計金額	500万円以上
割合	10分の4



平成30年4月より	
設計金額	100万円以上
割合	10分の4

【委託】

現行	
設計金額	対象なし
割合	



平成30年4月より	
設計金額	100万円以上
割合	10分の3

※委託については、土木建築に関する工事の設計又は調査若しくは測量のみ対象。

※前金払の請求をしようとする者は、その保証書を町に寄託しなければなりません。

2 契約保証金の取扱いについて

上記の前金払制度の導入に伴い、委託においても契約保証金を徴収することとします。

【契約保証金】

現行	
工事	100万円以上 契約金額の10分の1
委託	免除



平成30年4月より	
工事	100万円以上 契約金額の10分の1
委託	

※契約保証金は、1,000円未満切上げ